

お客様各位

平成25年3月1日

春とはいえまだ浅く、寒さの名残が感じられる日が続いておりますが、皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 平成25年度税制改正への対応策
2. 人事労務～改正高齢法対策
3. コラム～特定口座の隠れたメリット

1. 平成25年度税制改正への対応策

前月号で平成25年税制改正の主な内容をご報告しましたが、懸案だった消費税の軽減税率は26年4月の8%引上げ時には見送られ、27年10月の10%引上げ時に導入を目指すことになっています。

今回は消費税率の引上げに係る経過措置の注意点を説明します。消費税では、資産の貸付け等で一定の要件を満たすものについては、「指定日」前に契約を締結し、施行日前から継続して貸付け等を行っている場合には、施行日以後も旧税率が適用されます。今回の例では平成25年9月30日前に契約すれば26年4月1日以降も5%が適用されます。

但し、資産の貸付け等の取引の中には、「顧客から解約の申出がない限り取引を継続する」といったいわゆる自動更新の取決めがある場合があり、この自動更新は、契約の更新の際に顧客の判断や合意が行われているとして自動更新後の契約は新規契約として取り扱われることになるのです。

そのため、平成25年9月30日前に契約更新し、契約期間をより長期とすることが得策です。

2. 人事労務～改正高齢法対策

いよいよ4月1日から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)が改正され、65歳までの高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定める仕組みが廃止されます。

つまり、継続雇用制度を導入し、労使協定で対象者を限定する基準を定めている場合は、3月31日までに就業規則を見直し、変更する必要があります。

仮に労使協定を変更しなければ、厚生年金の段階的支給年齢に達した後でも65歳まで継続雇用しなければならないのです。

改めて、4月の施行に向けたご準備を今月中にお願いいたします。

更に、今後は人事制度自体を見直していく必要があります。

高年齢社員にとっては、自己の職業能力の転換や新しい職業能力の獲得、つまり高い学習能力や職務構造の変化への適応が求められ、こうした学習能力や転換能力を欠く場合には、企業として雇用を継続することが難しくなることを制度上明確にして、高年齢社員だけに限らず、全社員の意識改革を図っていくことが必要となります。

3. コラム～特定口座の隠れたメリット

昨年までは上場会社の破たんが相次いでいましたが、株式の発行会社の破産等により個人が所有する株式の価値が失われたとしても、その損失は原則として他の株式等の譲渡益や給与所得など他の所得の金額から控除することはできません。

しかし、証券会社が管理する特定口座に保管していた場合は株式譲渡損とみなして、譲渡損失をその年の他の株式等の譲渡益から控除する特例があるのです。

特定口座に保管していれば万が一の際に損失を軽減しようという制度と考えて下さい。

何より、破綻する前に少しでも高値で売り抜けする方がいいですよ。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>